

死亡保険

ご契約に際しての大切な事柄

この書面では、死亡保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項(契約概要)と、お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。また、この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細はお申し込み後にお送りする「ご契約のしおり・約款」も必ずご確認ください。「ご契約のしおり・約款」は当社ホームページ(<http://www.i-sedai.com/>)にも掲載しております。また、お申し出いただければ事前にお送りいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
- 保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ずお読みください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申し込む場合、お客様にとって不利益になることがあります。
- 新医療保険の「ご契約に際しての大切な事柄」は裏面に記載しています。

①商品のしくみ

死亡保険は、被保険者の方が死亡された場合に、所定の死亡保険金を受け取ることができる保険です。

②お申し込みいただける方(被保険者)の範囲

責任開始日において満20歳以上満84歳以下の方。

契約概要

③責任開始日について

注意喚起情報

申込締切日(毎月15日)までにお申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保障が開始されます。申込書などに記入・捺印漏れがあったり、当社がお申し込みに関する確認に時間を要する場合などで、ご契約を承諾した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。

④保険期間と更新

契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険期間は、責任開始日から1年間です。
- (2) 保険契約者が保険期間満了日までに当社所定の書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、更新日(保険期間満了日の翌日)において満89歳まで更新されます。
- (3) 更新後の保険期間は、更新日より1年間となり、当初の保険証券と更新証をもって更新後の保険証券とみなします。ただし、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を行うことがあります。
 - ①普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年齢に応じて保険料が変更になる場合
 - ②保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行う場合
- (4) 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本商品が不採算となった場合は、会社の定めにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。

⑤保障内容とお支払いする保険金

契約概要 注意喚起情報

| 支払事由とお支払い方法 | コース(保険金額) |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 被保険者が死亡したとき 死亡保険金を一括してお支払いします。 | 保険金額100万円以上900万円まで、100万円単位でご契約いただけます。 |

*戦争その他の変乱が原因で保険金の支払事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては、保険金を削減して支払うか、または保険金を支払わないことがあります。

*保険金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険金を削減して支払うことがあります。

⑥保険金をお支払いできないことがある主な場合

契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (2) 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、

被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合

- (3) 保険契約について詐欺の行為があって取り消された場合や、保険金の不法取得目的があって保険契約が無効になった場合
- (4) 保険料のお払い込みがなく、保険契約が失効した場合
- (5) 免責事由に該当した場合

- ①責任開始日(保険金が増額となるコース変更をした場合の増額分についてはコース変更日とします。)からその日を含めて3年以内の自殺
- ②保険契約者の故意
- ③保険金受取人の故意

⑦付加できる主な特約と概要

契約概要

| 特約名称 | 支払事由の概要 |
|----------|--|
| 11疾病保障特約 | 被保険者が11疾病による所定の状態に該当したとき特約11疾病保険金をお支払いします。 |

(1) 11疾病による所定の状態とは、以下をいいます。

| 疾病 | 所定の状態 |
|-----------|---|
| 悪性新生物(がん) | 責任開始日以後の保険期間中に、悪性新生物(上皮内新生物を含みません。)に罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。 |
| 急性心筋梗塞 | 責任開始日以後の保険期間中に、急性心筋梗塞を発病した場合で、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき、またはその急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、手術もしくは心移植手術を受けたとき |
| 拡張型心筋症 | 責任開始日以後の保険期間中に、拡張型心筋症を発病した場合で、その拡張型心筋症により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき、またはその拡張型心筋症の治療を直接の目的として手術もしくは心移植手術を受けたとき |
| 脳卒中 | 責任開始日以後の保険期間中に、脳卒中を発病した場合で、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその脳卒中の治療を直接の目的として手術を受けたとき |

| 疾病 | 所定の状態 |
|----------|--|
| 脳動脈瘤 | 責任開始日以後の保険期間中に、脳動脈瘤が生じ、その脳動脈瘤が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその脳動脈瘤の治療を直接の目的として手術を受けたとき |
| 慢性腎不全 | 責任開始日以後の保険期間中に、慢性腎不全を発病した場合で、その慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したとき、またはその慢性腎不全の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき |
| 肝硬変 | 責任開始日以後の保険期間中に、肝硬変を発病した場合で、その肝硬変により生じた食道静脈瘤が破裂したと医師によって診断されたとき、その肝硬変により生じた食道静脈瘤の治療を直接の目的として手術を受けたとき、またはその肝硬変の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき |
| 糖尿病 | 責任開始日以後の保険期間中に、糖尿病を発病した場合で、その糖尿病により糖尿病性網膜症を発病し、その治療を直接の目的として手術を初めて受けたとき（糖尿病性網膜症により、普通保険約款に定める視力の測定方法にもとづく両眼の視力の和が初めて0.08以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術を初めて受けたものとみなします。）、またはその糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として、1手の1手指以上または1足の1足指以上について切断術を受けたとき |
| 高血圧性疾患 | 責任開始日以後の保険期間中に、高血圧性疾患により大動脈瘤または解離性大動脈瘤が生じ、その大動脈瘤または解離性大動脈瘤が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその大動脈瘤または解離性大動脈瘤の治療を直接の目的として手術を受けたとき |
| 慢性閉塞性肺疾患 | 責任開始日以後の保険期間中に、慢性閉塞性肺疾患を発病した場合で、以下に該当したと医師によって診断されたとき ・スパイロメトリー検査により、1秒率(FEV ₁ /FVC) 70%未満かつ1秒量(FEV ₁)が正常値の30%未満、あるいは1秒量(FEV ₁)が正常値の50%未満で慢性呼吸不全か右心不全を合併している場合 |
| リウマチ | リウマチを発病し、その治療を直接の目的として人工関節置換手術を受けたとき、または悪性関節リウマチを発病し、その重症度(注)が5度であると医師によって診断されたとき(注)昭和48年4月17日付衛発第242号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」にもとづく「特定疾患治療研究事業」における重症度分類によるものとします。 |

※悪性新生物については、被保険者が責任開始日からその日を含めて3か月以内に診断確定された場合には、特約保険金を支払いません。
 ※被保険者が責任開始日からその日を含めて3か月経過後に悪性新生物と診断確定された場合でも、責任開始日からその日を含めて3か月以内に悪性新生物と診断確定されており、その悪性新生物の再発・転移等と認められる場合には、特約保険金を支払いません。
 ※特約保険金を増額した場合、その増額をした日からその日を含めて3か月以内に悪性新生物と診断確定された場合には、その増額をした特約保険金は支払いません。

(2) お支払いの限度

特約11疾病保険金（特約保険金）のお支払いは1回に限ります。
 特約保険金を支払ったときは、11疾病保障特約は消滅します。

(3) 特約保険金額は主契約の保険金額に応じて次の金額となります。

| 主契約（死亡保険）の保険金額 | 特約保険金額 |
|----------------|--------|
| 100万円 | 10万円 |
| 200万円 | 20万円 |
| 300万円 | 30万円 |
| 400万円 | 40万円 |
| 500万円以上 | 50万円 |

⑧保険料について

契約概要 注意喚起情報

保険料一覧は、「パンフレット」をご覧ください。

(1) 保険料は、5歳刻みの年齢帯別に設定しており、お申し込み時の保険料は、責任開始日の満年齢に該当する保険料となります。
 また、ご契約更新時の保険料は、更新日の満年齢に該当する保険料となりますので、1年ごとのご契約更新の際に年齢帯が変わるのは、多くの場合保険料が上がります。

(2) 払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかをお選びください。
 (ご年齢・コースによっては、年払のみのご契約となります。)

(3) 払込方法(経路)は、口座振替またはクレジットカード払いのいずれかをお選びください。

※口座振替による保険料の払い込みから、クレジットカードによる保険料の払い込みに変更することはできません。

[1. 口座振替の場合]

月払保険料は、払込期月中の毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、年払保険料は責任開始日または更新日の属する月の27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、保険契約者の指定口座より、口座振替（自動振替）によりお払い込みいただきます。

[2. クレジットカード払いの場合]

クレジットカード払特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料の払い込みを行うことができます。この場合、以下の事項については口座振替による保険料の払い込みの場合と異なります。

①会社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料の払い込みがあったものとします。

②クレジットカード会社への保険料の請求は、払込期月の中旬に行います。

(4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。

(5) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。

⑨保険料のお払い込みの猶予期間とご契約の失効 注意喚起情報

(1) 保険料お払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◎保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

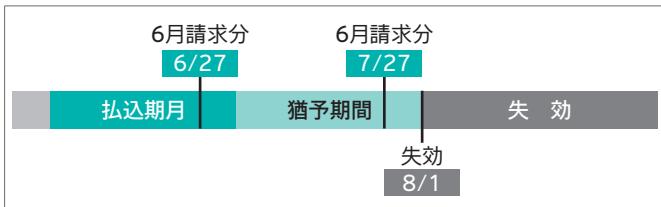
[1. 月払の場合]

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払い込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した2か月分の保険料が払い込まれない場合

| 6月請求分 6/27 | 6・7月請求分 7/27 | 7月請求分 8/1 |
|---------------|-----------------|--------------|
| 払込期月 | 猶予期間 | 失効 |
| | | 失効 8/1 |

12. 年払の場合

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき保険料のお払い込みがない場合



(2) 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

10配当金・満期保険金・解約返戻金・解約時の未経過保険料

契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金や解約返戻金はありません。
- (3) 保険契約が解約となった場合、すでに当社に払い込まれた年払保険料から、解約日における既経過月数（1か月未満の端数は切り上げます。）に月払保険料相当額を乗じた額を差し引いた額を未経過保険料として払い戻します。月払の場合、未経過保険料はありません。

11告知義務について

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、ご契約時および保険金額が増額となるコース変更時、危険に関する重要な事項のうち、会社所定の書面で質問した事項につき、その書面により告知していただく義務（告知義務）があります。故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除（保険金額が増額となるコース変更の際の告知については増額分を解除）することができます。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いできないことがあります。被保険者の告知事項については、十分ご注意ください。
- (2) たとえば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知されなかつた場合」など、加入時に詐欺行為や保険金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日やコース変更日からの年数を問わず、保険金をお支払いしないことがあります。また、この場合すでにお払い込みいただいた保険料は、お返しいたしません。
- (3) 当社の社員・募集人は告知受領権がありません。当社の社員・募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、必ず告知書にご記入いただきますようお願いいたします。ご記入内容によってはご契約をお断りすることがあります。
※別紙「告知書のご記入前にお読みください」もご確認ください。

12保険契約のお申し込みの撤回等(クーリングオフ)について

注意喚起情報

以下の条件を満たす場合、お申し込みの撤回をお受けします。また、お申し込みを撤回され、すでに払い込まれた保険料がある場合は、すみやかに保険契約者にお返しいたします。

- (1) 保険契約者が責任開始日の前日（消印有効）までに、書面（封書またははがき）により当社宛に通知した場合
- (2) 書面には、保険契約のお申し込みを撤回する旨を明記し、保険契約者の署名または記名・捺印、保険種類、保険契約の申込日、保険契約者の住所、電話番号をご記入ください。

13セーフティネットについて

注意喚起情報

当社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。ただし、破綻した場合の損失の補填や、資金の不正利用の防止等の観

点から、少額短期保険業者登録時ならびに毎決算期に供託金を法務局に差し入れております。

14保険金のご請求の手続きについて

注意喚起情報

- (1) 保険金の支払事由が発生した場合は、保険金・給付金請求受付センターまで、すみやかにご連絡ください。
- (2) 保険金をご請求する権利は、3年を経過しますと時効によりなくなりますのでご注意ください。
- (3) 保険金のご請求に際しては、保険金請求書および死亡診断書等、当社の指定する書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは、保険金ご請求時に、保険金・給付金請求受付センターにご確認ください。

15少額短期保険業者の制限について

注意喚起情報

少額短期保険業者には、以下の制限があります。

- (1) 少額短期保険業者は保険期間が1年間（一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を收受する保険については2年間）以内であつて、疾病による死亡の場合は、保険金額が300万円以下の保険のみの引受けを行うもの
- (2) 1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円以下とすること
- (3) 1人の保険契約者について引き受ける死亡保険の保険金額の合計は、原則3億円以下とすること

16経過措置について

注意喚起情報

- (1) 保険業法附則第16条により、少額短期保険業者に関する経過措置を適用します。経過措置適用後は、2018年3月31日までに責任開始した保険契約に限り、⑯-(1)の300万円は900万円に、⑯-(2)の1,000万円は3,000万円と読み替えます。
- (2) 前(1)の同条の規定により、保険金額が保険業法第2条第17項に規定する政令で定める額を超える保険の引受けを行うときは、内閣府令で定めるところにより、当該超える額以上の金額を再保険金額とする再保険を保険会社に付すこととします。
①再保険会社：トーア再保険株式会社
②再保険金額：死亡保険金額が400万円以上のコースについては、死亡保険金額が300万円を超える部分の金額
③再保険の内容：死亡保険金額に対する再保険金額の割合を出再割合とする比例再保険
④再保険期間：無期限

※再保険については当社ホームページでもご確認いただけます。

17その他ご注意いただきたい事項

●申込書・告知書のご記入について

- (1) 申込書は、必ず保険契約者・被保険者それぞれがご自身でご記入・ご捺印ください。
- (2) 告知書は、被保険者の健康状態や傷病歴などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身が正確にご記入くださるようお願ひいたします。

●少額短期保険募集人の権限

注意喚起情報

当社募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、ご契約は当社がご契約のお申し込みを承諾したときに有効に成立いたします。

●ご契約の解約に際しての不利益事項

注意喚起情報

ご契約中の保険契約を解約すると、新たに保険契約をお申し込みいただいたとしても、被保険者の健康状態などによってはお引受けできないことがあるなど、お客様にとって不利益になることがあります。

●生命保険料控除の対象外となることについて

注意喚起情報

保険契約者が負担する保険料は、所得税法上、所得控除（生命保険料控除）の対象となっておりませんので、あらかじめご了承ください。

●インターネットでのお申し込みについて

注意喚起情報

インターネットからお申し込みの手続きを行った場合には、インターネット申込特約が付加されます。この場合、以下の事項については書面によるお申し込みの場合と異なります。

- (1) 保険契約者および被保険者が同一人の場合に限り取り扱います。
- (2) お申し込みの手続きは、保険契約申込書の提出に代えて、保険契約者ご本人が、インターネットを利用して、会社が提示する保険契約申込画面で所要事項を入力または選択し、会社に送信することにより行います。
- (3) 告知は、告知書の提出に代えて、被保険者ご本人が、インターネットを利用して、会社が提示する告知画面で所要事項を入力または選択し、会社に送信することにより行います。
- (4) 保険契約申込時の保険料の払い込みは、クレジットカードによる払い込みのみとします。
- (5) 保険契約が成立した後に、保険契約者に「保険証券」と申込内容・健康状態の告知内容をお届けいたします。

●コース変更および払込方法の変更の取扱い

- (1) コースの変更是、保険金額が増額する場合も減額する場合も、更新時にのみ行うことができます。
- (2) 保険金額が増額する場合は、保険期間満了日の1か月前までに所定の用紙でお申し込みください。
- (3) 保険金額が減額する場合は、保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。
- (4) 保険金額が増額するコースへの変更に際しては、健康状態の告知書をご提出いただきますので、告知内容によっては変更できない場合もあります。
- (5) 85歳以後は、保険金額が増額するコースへの変更はできません。
- (6) 払込方法の変更（月払または年払）は更新時にのみ行うことができます。保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。

18お問い合わせ・苦情・相談窓口

注意喚起情報

●ご契約に関するお問い合わせ

ご契約者様サポートセンター

TEL
通話料無料 0800-111-8164

受付時間◎午前9時～午後7時（日・祝・年末年始等の休業日を除く）

●苦情のお申し出およびご意見・ご相談

お客様苦情・相談窓口

TEL
通話料無料 0120-19-0703

受付時間◎午前10時～午後6時
(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

SBI いきいき少額短期保険株式会社

東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー

19指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険に関する苦情処理手続き・紛争解決手続き等の実施のための「手続実施基本契約」を締結しております。お客様と当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8

TEL 0120-82-1144
FAX 03-3297-0755

受付時間◎午前9時～12時、午後1時～5時

(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

※詳しくは、一般社団法人 日本少額短期保険協会のホームページをご覧ください。<http://www.shougakutanki.jp/>

20支払時情報交換制度について

注意喚起情報

当社は、一般社団法人 日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とする目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人 日本少額短期保険協会ホームページ（上記）をご覧ください。

個人情報の取扱いについて

(1) お客様の個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用します。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金の支払い等、法令で定めた保険事業を行うため
- ②DM等の送付等当社または当社の関連会社・提携会社からの商品・サービスのご案内のため
- ③各種アンケート、マーケティングや商品開発のため
- ④雑誌等の掲載記事のための取材等の申し込みのため
- ⑤その他当社業務に付随するお知らせや通知の送付およびお問い合わせ受付のため

- ⑥①から⑤の業務を行うにあたり、再保険会社へ必要な範囲で個人情報を預託するため

(2) 当社はお客様の同意がない限り、以下の場合を除いてお客様の個人データを第三者に提供することはいたしません。

- ①法令により必要とされる場合
- ②利用目的達成に必要な範囲内で業務の委託先に提供する場合
- ③再保険のために再保険会社に個人情報を提供する場合
- ④SBI グループ企業との間で共同利用を行う場合（下記（3））
- ⑤その他、個人情報の保護に関する法律に基づき提供が認められている場合

(3) 当社はSBI グループ企業との間で、お客様の個人情報を共同利用させていただくことがあります。共同利用される個人情報の項目、共同利用者の範囲、共同利用の利用目的、個人情報の管理について責任を有する者の名称等の詳細は、当社ホームページの「個人情報保護方針」をご確認ください。

(4) 当社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定める機微（センシティブ）情報については、同ガイドラインに掲げる例外の場合を除き、ご本人の同意なく取得、利用または第三者提供いたしません。

(5) お客様の個人番号は、保険取引に関する支払調査作成業務のためのみに利用します。

※上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページ（<http://www.i-sedai.com/>）の「個人情報保護方針」「特定個人情報等の適切な取扱いに関する基本方針」をご確認ください。